（税関長指定によるもの）

外国往来船と陸地との交通場所及び貨物の積卸場所の指定

掲　示　第　６　３　号
令和５年５月１９日

（１）那覇港

交通場所及び貨物の積卸場所	制　　限
那覇ふ頭１号岸壁	交通は、当該岸壁にけい留された船舶に限る。
新港ふ頭１号岸壁、２号岸壁、４号岸壁から７号岸壁、９号岸壁及び１０号岸壁	交通は、当該岸壁にけい留された船舶に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。
新港ふ頭３号岸壁	交通は、当該岸壁にけい留された船舶に限る。 貨物の積卸は、船用品及び託送品に限る。
新港ふ頭１２号岸壁	交通は、当該岸壁にけい留された船舶に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。 貨物の積卸は、船用品及び託送品に限る。
泊ふ頭８号岸壁	交通は、当該岸壁にけい留された船舶に限る。 制限区域への出入に際しては、港湾施設管理者が設置したゲートを経由すること。 貨物の積卸は、船用品及び託送品に限る。

（注）「制限区域」とは、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」（SOLAS条約を受けた国内法）の規定に基づき、岸壁への交通をフェンス等により制限している区域をいう。

（２）金武中城港（沖縄税関支署管内を除く。）

交通場所及び貨物の積卸場所	制　　限
南西石油株式会社桟橋	交通は、当該桟橋にけい留された船舶に限る。
沖縄電力株式会社吉の浦火力発電所桟橋	交通は、当該桟橋にけい留された船舶に限る。